

障害福祉サービス事業所（通所系サービス）における 新型コロナウイルス感染症対応の手引き（第3版）

*障害福祉サービス事業所の運営基準に関する基本方針

障害福祉サービスは、障害のある方及びその家族が生活を維持するうえで欠かせないものであるため、障害福祉サービス事業所は、十分な感染症対策を前提として、必要なサービスを継続的に提供できるように努めること。

このため、各事業所管理者は、感染や感染疑いなどの者が発生し通常の支援ができない場合であってもその代替対応を検討し、利用者・家族の安心と安全の確保をしなければならない。

*本手引きについて

通所系サービス事業所（※）が、感染の拡大を防止しつつ、利用者に必要なサービスを継続して提供するに当たり、利用者又は職員に感染者が発生した場合のほか、濃厚接触者や感染が疑われる者が判明した場合の対策及び初動対応を適切に行うことが重要となるため、その対応に関する留意点を整理する。

※適用 生活介護，短期入所，自立訓練（機能訓練），自立訓練（生活訓練），就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型，就労定着支援

*定義

「感染が疑われる者」・・・新型コロナ医療相談センター等（※）への相談の目安としてください。

息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く者（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である者については発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある者）、医師が周辺環境や接触の状況等から総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者（障害特性により体温調整に困難がある場合は、個人の実態を十分に勘案して判断）

※ 感染が疑われる者が発生した場合は、新型コロナ医療相談センター、主治医や地域で身近な医療機関に電話連絡し、指示を受けること。

「濃厚接触者」・・・医療衛生企画課が調査のうえ特定します。

感染者の感染可能期間（※）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

※発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐など）を呈した2日前から隔離開始まで

- ・感染者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む。）があった者
- ・適切な感染防護なしに患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・感染者の気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

- ・手で触れることのできる距離（目安1メートル）で、必要な感染予防策なしで、感染者と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等から患者の感染性が総合的に判断される。）。

***注意事項**

| |
|--|
| <p><u>○個人情報等の取扱いに関すること</u></p> <p>感染者又は濃厚接触者の発生、若しくは感染が疑われる者が判明した場合には、感染の拡大を防止する観点から、利用者家族や関係事業所との情報共有が重要である。</p> <p>ただし、感染疑い等の情報を事業所の外部に共有する場合には、個人情報等の取扱いに十分に配慮するとともに、情報の取扱い範囲についてもみだりに拡散することがないように、事業所管理者は、情報提供の趣旨について提供先に対し十分な説明を行うように留意すること。</p> <p>また、情報を受け取った事業所管理者においても、事業所名や個人の特定については、誹謗中傷や施設コンフリクトの懸念があるため、内部・外部への共有等は慎重に行うよう留意すること。</p> <p><u>○事業所の休業等に関すること</u></p> <p>法令等の規定がないため休業等は最終的に事業者の判断となるが、休業又は事業縮小して運営する場合には、冒頭記載の「障害福祉サービス事業所の運営基準に関する本市の方針」による考え方を前提として次のとおり対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> * 利用者に必要なサービスの調整は当該事業所の責任において実施（相談支援事業所、保健福祉センター障害保健福祉課とも連携）する。 * 利用者が他の事業所も並行して利用している場合、各々の事業所の姿勢について利用者及び事業所間での説明及び合意形成に努める。 * 障害保健福祉推進室から事業所責任者に連絡ができるように連絡体制を確保しておく。 <p><u>○その他</u></p> <p>本取扱いは現時点のものであり、今後、国の方針変更があった場合や状況変化等に対応するため内容を更新又は変更する可能性がある。</p> |
|--|

***新型コロナウイルス感染症対応に関する相談等**

| 機関名 | 連絡先 | 主な受付内容 |
|-------------------------|---|---------------------|
| 新型コロナ医療相談センター | TEL：414-5487 | 感染が疑われるとき |
| 医療衛生企画課 | TEL：746-7200 | 濃厚接触者、感染者への対応 |
| 障害保健福祉推進室 | TEL：222-4161 | 事業所の運営基準、報酬に関すること |
| 各区支所保健福祉センター 障害保健福祉課 | https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000203/203764/13.pdf | 障害福祉サービスの支給決定に関すること |

***本手引きに関する問い合わせ**

| |
|---|
| <p>〒604-8006</p> <p>京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394 YJKビル3階</p> <p>京都市保健福祉局 障害保健福祉推進室 施設福祉担当</p> <p>電話：222-4161 / メール：syogai@city.kyoto.lg.jp</p> |
|---|

1 感染防止に向けた取組の再徹底

(1) サービス提供における感染対策

- ・感染症拡大防止の観点から、「3つの密」をできるだけ避ける必要があり、可能な限り同じ時間帯・同じ場所での実施人数の縮小、定期的な換気、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上の距離の確保等の利用者同士の距離へ配慮、声を出す機会の最小化、声を出す機会が多い場合にはマスク着用、清掃の徹底、共有物の消毒の徹底、手指衛生の励行の徹底
- ・ADL維持の観点からリハビリテーション等の実施は重要である一方、感染防止拡大の観点から、「3つの密」を避けて支援を実施

(2) 感染者、濃厚接触者の発生に対し速やかに対応

- ・職員間での情報共有を密にし、感染防止に向けた取組を職員が連携し取組を進める。
- ・感染者が発生した場合に積極的疫学調査への円滑な協力が可能となるよう、症状出現2日前からの接触者リスト、利用者のケア記録（体温、症状等がわかるもの）、直近14日間の職員勤務表、施設内に入入りした者の記録を準備しておく。
- ・厚生労働省で開発を進め令和2年6月19日付けでリリースされた「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA：COVIT-19）」について、本アプリは利用者が増えることで感染防止の効果が高くなることが期待されており、下記URLに掲載されている資料も参考にしつつ、本アプリの活用について、職員に周知する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

(3) 職員の健康管理

- ・各職員は各自出勤前に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には出勤しないことを徹底する。

(4) 利用者の健康管理

- ・利用開始前（送迎がある場合は送迎車に乗る前）に体温を計測し、発熱等の症状が認められる場合には、当該日の通所利用は自粛するよう事業所から依頼する。

(5) 事業継続計画（BCP）及び感染症対策マニュアル

- ・災害時等の対応として作成が推奨されている事業継続計画や事業所独自の感染症対策マニュアルについて、新型コロナウイルス対応に関するものの作成を検討する。

2 「感染が疑われる者」の対応

(1) 職員に発熱等の症状があるとき

- ・風邪の症状や発熱がある職員は自宅待機する。
- ・息苦しさや強いだるさ、高熱等の強い症状のほか、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続くときは、新型コロナ医療相談センター等に連絡して指示を受ける。また、当該職員は、自身の健康状態を事業所管理者に随時報告する。
- ・事業所管理者は、PCR検査の対象となった職員が発生した場合に障害保健福祉推進室へ所定の報告様式により報告すること。

様式掲載 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000269308.html>

送信先 syogai@city.kyoto.lg.jp

- ・PCR検査の対象となった職員は、検査結果が判明するまでの間は自宅待機する。
- ・事業所管理者は、利用者・家族に情報提供のうえ随時の健康観察を依頼するとともに、当該職員の検査結果が判明するまでの間は通所利用を控えるように調整し、可能な範囲で在宅支援に切り替えてサービス提供を継続する。
- ・なお、複数名の職員や利用者にも症状が発症していることが判明した場合は、事業所管理者から速やかに利用者・家族に事情説明をしたうえで、検査結果が判明するまでの間は休業（通所によるサービス提供を休止）し、新型コロナ医療相談センター等に相談のうえ経過観察を行う。
- ・事業所管理者は、PCR検査の対象となった職員と濃厚接触のあった利用者を特定し、当該利用者・家族に接触状況等を説明のうえ細やかな健康管理を依頼する。
- ・当該利用者が他の通所事業所又は訪問サービス等を利用している場合は、その事業所を特定し、相談支援事業所も含め、検査結果が出るまでの間、随時、事業所間での状況共有を図る。
- ・当該事業所の職員は健康観察を徹底し、テレワークなどの勤務形態が可能な場合は在宅において勤務に従事する（臨時的に人員基準を満たさない場合の取扱い可）。
- ・事業所管理者は、PCR検査の結果が出るまでの間、職員及び利用者の健康状態を随時把握するように努めること。
- ・なお、発熱等の症状が見られたがPCR検査の対象とならなかった、又は検査結果が陰性であった場合でも、過去に発熱が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善傾向となるまでは、当該職員は自宅待機を継続する。

(2) 利用者に発熱等の症状があるとき

- ・送迎前又はサービス提供前の体温計測等の際、発熱等の症状が認められるときは、当該日の通所利用は自粛するように依頼する。また、症状を確認した職員は速やかに事業所管理者へ報告を行い、事業所管理者は、当該事業所内の情報共有を徹底すること。
- ・事業所管理者は、当該利用者・家族と随時連絡を取り、随時健康状態を把握したうえで、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）があるとき、また、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続いているときは、新型コロナ医療相談センター等に相談するよう家族等に助言し、相談結果等について情報提供してもらえよう依頼する。

ア PCR検査の対象とならなかった場合

- 解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、通所による利用を自粛するよう依頼し、必要に応じて在宅による支援に切り替えて健康管理等を実施する。
- 上記の状況が解消した場合であっても、引き続き当該利用者の健康状態に留意し、事業所内で情報共有を徹底する。

イ PCR検査の対象となった場合

- 当該利用者については、PCR検査の結果が出るまでの間は自宅待機を要請し、事業所管理者

は、当該利用者の健康状態の随時把握に努める。

○当該利用者を担当する相談支援事業所、居宅介護支援事業所等の並行利用先の事業所に対し、速やかに情報提供を行う。必要に応じて当該利用者の主治医にも報告する。

※PCR検査の結果が出るまでの間は、当該利用者の通所利用は自粛を要請し、自宅待機を基本とするが、この間、当該通所事業所において、利用者の居宅によりできる限りの支援を行うこととを基本対応とするが、障害特性や家族等の状況から代替サービスが必要と思われるときは、相談支援事業所及び保健福祉センター障害保健福祉課に相談のうえ、訪問によるサービスの要否を検討し、必要なサービスを提供できるよう速やかに調整を進める。ただし、この場合において、他の通所系又は短期入所サービス利用による代替は感染拡大の恐れがあることから、原則として行わないこと。

○事業所管理者は、通所利用者に状況を説明のうえ、感染疑いのある利用者のPCR検査の結果が確認できるまでの間は基本的に通所利用を休止して感染拡大の防止を徹底すること。また、児童福祉サービス事業所（放課後等デイサービス等）を併設する事業所にあつては、学校なども含めて情報提供の要否を確認すること。

○事業所管理者は、障害保健福祉推進室へ所定の様式により報告すること。

様式掲載 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000269308.html>

送信先 syogai@city.kyoto.lg.jp

○PCR検査の結果が陰性となった場合でも、引き続き当該利用者を含めた通所利用者及び職員の健康状態に留意し、事業所内で情報共有を徹底する。

3 「濃厚接触者」の対応

(1) 事業所内の対応

- ・医療衛生企画課が濃厚接触者と特定した者は、PCR検査の対象となる。
- ・濃厚接触者に対しては、基本的に医療衛生企画課から指示が行われるので、それに従い対応する。なお、PCR検査の結果が陰性であった場合でも、原則2週間の健康観察と自宅待機が要請される。
- ・濃厚接触者が職員である場合は、当該職員は速やかに事業所管理者に報告し、自宅待機のうえ医療衛生企画課の指示に従い、その指示内容及び健康状態について、随時、事業所管理者に報告を行うこと。
- ・濃厚接触者が利用者である場合は、PCR検査の結果が確認できるまで自宅待機が基本となるが、事業所管理者は、障害特性や家族等の状況から家族介護が困難であると考えられる者について、代替サービスの確保を判断する。→「(3) 代替サービスの要否の検討」参照
- ・濃厚接触者となった者以外の利用者については、利用者・家族に事情を説明のうえ、濃厚接触者のPCR検査結果が明らかになるまでは、通所による利用は自粛を依頼し、必要に応じて在宅による支援に切り替えてサービスを提供する。他の通所利用先等がある場合は、事業所管理者は、PCR検査の結果が明らかになるまでは他事業所への通所や外出は自粛し、発熱等の症状が出たときは新型コロナ医療

相談センター等に相談するように依頼する。

- ・濃厚接触者となった職員の職場復帰又は利用者のサービス利用再開の時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、医療衛生企画課の指示に従うこと。
- ・事業所管理者は、濃厚接触者となった職員又は利用者が発生した場合に障害保健福祉推進室へ所定の様式により報告すること。

様式掲載 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000269308.html>

送信先 syogai@city.kyoto.lg.jp

(2) 関係機関への情報提供

- ・病院や福祉施設等において濃厚接触者が判明した場合のPCR検査の実施については、早期収束のため、施設の構造やスタッフの動線を考慮しつつ、接触の可能性のある者について、症状の有無にかかわらず、また、複数回の検査も含め、患者・入居者・スタッフ全てに直ちにPCR検査を行うよう、本市独自の基準を設けているので、事業所全体として検査への協力を行うこと。
- ・全利用者の通所状況及び併用サービスの有無を確認のうえ、濃厚接触者と関係のある事業所（並行通所先等）を特定し、現状を速やかに情報提供して、感染拡大の防止に努めるよう依頼する。このとき、個人情報等の取扱いに十分に注意のうえ、特に濃厚接触者の状態（症状の有無等）を随時共有する。
- ・情報提供を受けた側の事業所においては、濃厚接触者と接触があった利用者を特定し、細やかな健康観察を行う。なお、濃厚接触者と特定された者に発熱等の症状が発症しているという情報提供がされた場合は、利用者・家族に事情を説明のうえ、事業所の休止を判断する。また、事業所管理者は、利用者又は職員に発熱等の症状が確認されたときは、新型コロナ医療相談センター等に連絡して指示を受け、『2「感染が疑われる者の」対応』を参照して対応すること。

(3) 代替サービスの要否の検討

- ・事業所管理者は、相談支援事業所及び保健福祉センター障害保健福祉課と情報共有のうえ連携し、全ての利用者について、セルフケア、家庭環境などを考慮のうえ、代替サービスの必要性を検討する。
- ・感染拡大・クラスター発生防止の観点から、新たな接触者を増やさないうえ、通所又は訪問によるサービスを提供しなくても、当面、生活を維持できると判断される利用者には、濃厚接触者のPCR検査の結果が明らかになるまでの間は、自宅待機をしてもらうように依頼し、必要に応じて電話等による健康管理や就労支援のためのサービス提供を行うこと。
- ・事業所管理者は、代替サービスが必要と思われる利用者（家族介護・支援が不可の場合）について、医療衛生企画課に相談のうえ具体的にどのようにサービス提供するかを判断し、相談支援事業所及び保健福祉センター障害保健福祉課と調整のうえ代替サービスの支給・提供をする。
- ・なお、当該事業所において訪問による代替サービスを提供すること可能な場合は、当該事業所において訪問のうえ介護・支援を実施し、当該事業所において訪問による代替サービスを提供できない場合は、同一法人内をはじめ、他の障害福祉サービス事業所、施設に協力を依頼することが考えられる。

※感染拡大・クラスター発生防止の観点からは、新たな接触者を増やさないうえ、他事業所・施設

の職員の関与を最小限に抑える必要があることに留意する。

4 感染（陽性）者が発生したとき

(1) 事業所内の対応

- ・利用者の感染が判明した場合、原則入院となる。
- ・医療衛生企画課による濃厚接触者（事業所職員及び利用者）の特定への協力及び事業所の清掃消毒作業に専念することになるため、そのために必要な期間（3日間～）は休業する。
- ・陽性確定職員（又は利用者）に感染が疑われる症状がみられて以降に、事業所職員又は利用者に接触した関係事業所（通所、短期入所、訪問、グループホーム、相談支援）の職員を特定する。児童福祉サービス事業所（放課後等デイサービス等）を併設する事業所においては、学校等も含めて確認する。
- ・陽性確定職員（又は利用者）の最終出勤日（通所日）の翌日から14日間は、事業所への通所による対面支援を休止する。ただし、必要に応じて利用者の健康管理や就労支援を電話等により行うことでの代替支援を実施する。
- ・濃厚接触していた事業所職員及び利用者は、陽性確定職員の最終出勤日の翌日から14日間自宅待機し、健康観察を行う。
- ・濃厚接触の有無にかかわらず、事業所職員及び利用者は、外出や会議・イベント等への参加を自粛する。

(2) 関係機関への情報提供

- ・医療衛生センターに報告し、疫学調査等に協力する。
- ・障害保健福祉推進室に報告する（事故報告（感染症発生時報告）の提出が必要）。

様式掲載 <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000238358.html>

送信先 syogai@city.kyoto.lg.jp

- ・利用者及び家族に連絡して説明を行う。
 - 利用者及び家族に対して、利用者に発熱や咳などの症状が出た場合は、新型コロナ医療相談センター等へ相談するように伝える。
- ・関係事業所に連絡して説明し、次のことへの協力を依頼する。
 - 陽性確定職員に感染が疑われる症状がみられて以降に、自身が事業所職員又は利用者に接触していないかを確認すること。
 - 代替サービスの要否を検討すること。
 - 利用者のサービス提供を行っている他の障害福祉サービス事業所等に連絡して事情を説明すること。

(3) 代替サービスの要否の検討

- ・相談支援事業所及び保健福祉センター障害保健福祉課の職員と情報共有のうえ連携し、全ての利用者について、セルフケア、家庭環境などを考慮のうえ、代替サービスの必要性を検討する。

・感染拡大・クラスター発生防止の観点から、新たな接触者を増やさないう、通所又は訪問によるサービスを提供しなくても、当面、生活を維持できると判断される利用者には、陽性確定職員の最終出勤日の翌日から14日間は、自宅待機をしてもらうように要請する。ただし、必要に応じて電話等による健康管理や就労支援のためのサービス提供を行うように努める。

・事業所管理者は、代替サービスが必要と思われる利用者（家族介護・支援が不可の場合）について、医療衛生企画課に相談のうえ具体的にどのようにサービス提供するかを判断し、相談支援事業所及び保健福祉センター障害保健福祉課と調整のうえ代替サービスの支給・提供をする。

・なお、当該事業所において訪問による代替サービスを提供すること可能な場合は、当該事業所において訪問のうえ介護・支援を実施し、当該事業所において訪問による代替サービスを提供できない場合は、同一法人内をはじめ、他の障害福祉サービス事業所、施設に協力を依頼することが考えられる。

※感染拡大・クラスター発生防止の観点からは、新たな接触者を増やさないう、他事業所・施設の職員の関与を最小限に抑える必要があることに留意する。

5 訪問による代替サービス提供時の感染防止対策

(1) サービス提供に当たっての留意点

・自身の健康管理に注意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪の症状等がある場合は出勤しないこと。

・濃厚接触が疑われる者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。

・訪問時間をできるだけ短くできるよう工夫する。ただし、やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。

・訪問時には換気を徹底する。

・濃厚接触が疑われる者のケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とマスクを着用すること。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウンを着用する。

・体温計等の器具については、消毒用エタノールで清拭を行う。

・サービス提供開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗い又は消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

(2) 個別ケア等の実施に当たっての留意点

濃厚接触者に対する個別のケア等の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

①食事の介助

・食事前に利用者に対し、（液体）石けんと流水による手洗い等を実施する。

・食事は使い捨て容器を使用するか、自動食器洗浄器の使用、又は、洗剤での洗浄を行う。

・食事の準備等を短時間で実施できるよう工夫する。

②排泄の介助等

・おむつ交換の際は、排泄物に直接触れない場合であっても、手袋に加え、マスク、使い捨てエプロン

ンを着用する。

③清潔・入浴の介助等

・介助が必要な者については、原則清拭で対応する。清拭で使用したタオル等は、手袋とマスクを着用し、一般的な家庭用洗剤で洗濯し、完全に乾燥させる。

④環境整備

・部屋の清掃を行う場合は、手袋を着用し、消毒用エタノールで清拭する。又は次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し、乾燥させる。なお、次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと。トイレのドアノブや取手等は、消毒用エタノールで清拭し、消毒を行う。又は次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、水拭きし、乾燥させる。医療衛生企画課の指示がある場合はその指示に従うこと。

（参考情報）

○障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（主なもの）

※本取扱いは現時点のものであり、今後、国の取扱いが変更される可能性がある。

（1）基本的な事項

・新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に人員基準を満たせなくなる場合、報酬の減額を行わないことが可能（体制に係る加算の要件が欠如した場合についても、同様の考え方により継続算定が可能）

・休業等により、利用者が通常のサービスを受けられない場合、利用者が感染を恐れて通所しない場合などにおいて、代替施設でのサービス提供や居宅への訪問、電話等でできる限りの支援の提供を行った場合（本市へ要届出）は、通常と同額の報酬算定が可能

・各種加算のうち、面談や会議の開催等を要件としているものについて、電話、メール、テレビ会議等の活用などにより算定可能

（2）通所系サービスに関する事項

・送迎加算について、利用者が通所事業所へ通うことを控えているため、一時的に利用者の要件（1回の送迎につき平均10人以上の利用等）を満たさなくなった場合であっても、加算を算定可能

・生活介護について、居宅等でできる限りの支援をした場合、利用時間が5時間未満の利用者が全体の5割を超えた場合でも短時間利用減算を適用しない取扱いが可能

・就労移行支援、自立訓練、自立生活援助について、年度内に利用期間が修了する者について、新型コロナウイルスの感染拡大の影響で十分な就労支援の実施や就職活動の継続が困難であった場合においては、最大1年間までの範囲内で柔軟に更新することが可能

・就労定着支援について、対面での支援を避けることがやむを得ない場合には、利用者の同意を得たうえで、電話その他可能な方法によりできる限りの支援を行った場合は、報酬の対象とすることが可能。

・短期入所について、感染拡大防止の取組として、利用者が入れ替わる際にこまめに居室の消毒を実施することや他の利用者との間に一定の距離を保ちつつ必要な支援を行うことを、緊急時の受入と同程度の負担とみなし、全ての利用者について月に14日を限度に緊急短期入所受入加算を算定可能

○障害保健福祉推進室が所管する新型コロナウイルス対策に係る補助制度

(URL : <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000271883.html>)

○生活空間の区分け（ゾーニング）の手法，个人防护具の着脱方法について動画により解説

(URL : <https://www.youtube.com/watch?v=dDzIjvxMNIA>)

○事業所や障害者団体における感染対策の好事例等を紹介

(URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11801.html)

(まとめ)

| | 定義 | ①情報共有・報告 | ②清掃消毒 | ③積極的疫学調査への協力 | ④感染者・濃厚接触者、感染が疑われる者への対応 | |
|----------|---|--|--|--|--|---|
| | | | | | 職員 | 利用者 |
| 感染者 | 医療機関が特定 ・PCR 検査陽性の者 | ・利用者等に発生した場合、速やかに管理者等に報告し、施設内での情報共有 ・障害保健福祉推進室、家族等に報告 ・関係事業所、主治医に報告 | ・居室及び共用スペースを市清掃消毒 ・手袋を着用し消毒用エタノール又は次亜塩素酸ナトリウム液で清拭 ・医療衛生企画課の指示がある場合は従う。 | ・利用者等に発生した場合、保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定に協力 ・可能な限りケア記録や面会者の情報を提供 | ・原則入院 (症状によっては、医療衛生企画課の判断に従う。) | ・原則入院 |
| 感染が疑われる者 | 事業所等が判断 ・息苦しさ、強いだるさ、高熱等の強い症状のいずれかがある者、高齢者等で発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者、医師が総合的に判断した結果感染を疑う者。 ※PCR 陽性等診断が確定前の者 | ・利用者等に発生した場合、「新型コロナ医療相談センター等」に連絡し指示を受ける。 ・速やかに管理者等に報告し、施設内で情報共有 ・障害保健福祉推進室、家族等に報告 ・関係事業所、主治医に報告 | — | ・利用者等に発生した場合、当該事業所において、感染が疑われる者と濃厚接触が疑われる者を特定 ・特定した利用者について相談支援事業所ほか関係事業所に報告 | ・症状が解消して24時間以上経過するまで自宅待機 ・PCR 検査の対象となった場合は、検査結果が確認できるまで自宅待機し健康観察 ※管理者へ随時報告 | ・症状が解消して24時間以上経過するまで基本は自宅待機 ・PCR 検査の対象となった場合は、検査結果が確認できるまで基本は自宅待機し健康観察 ・代替サービスの要否を検討 ※医療衛生企画課と相談のうえ判断し、相談支援事業所、訪問系サービス事業所、保健福祉センター障害保健福祉課と調整 |
| 濃厚接触者 | 医療衛生企画課が特定 ・感染者と同室、長時間接触 ・感染者の気道分泌液等に直接接触 ・手で触れることのできる距離で必要な感染予防策なしで患者と15分以上接触 | ・医療衛生企画課からの指示を受けて対応 ・障害保健福祉推進室、家族等に報告 ・関係事業所、主治医に報告 | — | — | ・原則2週間は自宅待機して健康観察を要請される。 ・職場復帰時期については、発熱等の有無も踏まえ医療衛生企画課の指示に従う。 | ・原則2週間は自宅待機して健康観察を要請される。 ・通所利用再開時期については、発熱等の有無も踏まえ医療衛生企画課の指示に従う。 ・代替サービスの要否を検討 ※医療衛生企画課と相談のうえ判断し、相談支援事業所、訪問系サービス事業所、保健福祉センター障害保健福祉課と調整 |